

千里メディカルラリー 実施要綱

(総則)

第1条 千里メディカルラリー（以下、「千里ラリー」という。）を開催し、運営するためにこの基準を定める。

(目的)

第2条 救急医療・病院前救護・災害医療に関わる医療従事者が、その技術・知識を競い合うことにより、さらなる技術の向上に資すること、また、千里ラリーを通して、情報共有や知見の啓蒙、業種を超えた交流を図る機会とすることを目的とする。

(開催)

第3条 前条の目的を達成するため、千里ラリーを定期に開催する。

- (1) 千里ラリーは原則として1年に1回開催する。
- (2) 主催は、大阪府済生会千里病院 千里救命救急センターが行う。
- (3) 開催時期は屋外で行う場合、9月下旬から11月上旬の温暖な時期とする。それ以外の時期に開催する場合は、屋内での大会運営を検討する。

(参加資格)

第4条 千里ラリーの参加資格は、全国の救急医療・病院前救護・災害医療に関わる医療従事者で、主催者側が提示したルールに従うものとする。

(競技種目)

第5条 競技種目は、救急医療・病院前救護・災害医療に関わる技術・知識を想定したものとする。

- (1) 競技内容に使用するシナリオは、千里ラリー開催2ヶ月前までに作成すること。
- (2) 競技に使用する timetable は、千里ラリー開催2ヶ月前までに作成すること。

(競技方法)

第6条 チームは6人で編成し、原則として医師・看護師・救急救命士を各1名含むものとする。様々な救急現場を想定した会場を順に巡り、評価者による評価を受け、順位を決定する。

(評価者)

第7条 評価者は、救急医療・病院全救護・災害医療に精通した医師・看護師・救急救命士またはこれと同等以上の学識経験を有するものとする。

(評価方法)

第8条 評価者が各シナリオステーションにおけるチームの活動を評価し、事前に定められた採点表を用いて得点を記載する。

(参加申し込み)

第9条 千里ラリーの参加申し込みは、千里ラリーのホームページから行う。

- (1) 参加チーム数の定員を超えた場合は、メディカルラリー実行委員会内で公正に評価・検討し、参加チームを決定する。
- (2) 原則として同一人物の参加は3回までとする。

(健康・安全管理)

第10条 競技者およびスタッフの健康・安全管理については、各個人が十分に配慮することであるが、過去の問題発生事案を踏まえ、主催側は十分な準備のもと健康・安全管理に配慮すること。

- (1) 過去の問題発生事案
過度の運動による横紋筋融解症の発症、寒冷環境下におけるスタッフの低体温・体調不良、持病の痙攣発作の発症、一過性意識消失、競技者からのスタッフに対する暴言、競技中の外傷、競技後の心的ストレス反応
- (2) 学生ボランティアに対しては、健康・安全管理に配慮し、競技内容について、事前に担当教官・ボランティアの学生へ十分な説明を行うこと。
- (3) 大会当日の傷病者の扱いについては、別に定める緊急対応マニュアルに従って対応すること。

(表彰)

第11条 合計得点に応じて、順位を決定し、その成果を表彰する。

- (1) 優勝チームには賞状・メダルおよびトロフィーを授与する。
- (2) 総合2位、3位には賞状およびメダルを授与する。

(開催後の評価)

第12条 開催後、大会の問題点を抽出し、その解決策についてコアスタッフと話し合いを行うこと。

(要綱の改廃)

第13条 本要綱の改廃は、メディカルラリー実行委員会の決議を経て、決定する。

付則

1 2024年3月8日 制定